令和5年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

- 1. 日 時 令和6年3月21日(木) 開会時間 午前9時30分 閉会時間 午前11時30分
- 2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
- 3. 出席者 熊澤 久 教育長

濱 谷 海 八 教育長職務代理者

曽 田 成 則 委員

トーリー 二葉 委員

末續慎吾委員

大 槻 直 行 教育部長

植 地 直 子 町民福祉部長

波多野 昭 雄 学校教育課長

北水慶一生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長

柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長

佐 藤 聡 生涯学習課図書館長

辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長

須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹

熊 澤 香 織 生涯学習課副課長

田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長

- 4. 欠席者 なし
- 5. 傍聴者 1名
- 6. 付議事項

議案第17号 令和6年度大磯町教育委員会基本方針について

議案第18号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

議案第19号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

議案第20号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

議案第21号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

7. 報告事項

報告事項第 1号 教育長職務代理者の指名について

報告事項第 2号 令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会について

報告事項第 3号 今後の町のいじめ対策に係る進捗について

報告事項第 4号 「高麗の山神輿」について

報告事項第 5号 図書館事業の開催結果について

報告事項第 6号 蔵書点検に伴う休館について

報告事項第 7号 企画展「三岸節子と大磯」の開催結果について

報告事項第 8号 旧吉田茂邸新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル実証事業の事業者募集について

8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてあり がとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。 本日の会議の内容ですが、付議事項5件、報告事項8件でございます。

本日は5名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び 第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

~ 休憩 ~

【令和5年度第11回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和5年度第11回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和5年度第 11 回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和5年度第11回定例会議事録」については、 ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、2月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関することについて、ご報告いたします。

「大磯町生涯学習情報『OISO まなびバンク』に関する要綱」についてです。こちらにつきましては、町民の多様な生涯学習の要望に応えるとともに、充実した生涯学習活動を支援するため、生涯学習指導者の人材情報及び生涯学習活動団体の情報を、大磯町生涯学習情報「OISO まなびバンク」として取りまとめるため、必要な事項を定めるものです。

本日の議事進行につきましては、議案第20号が人事案件となりますので、はじめに議案第17号から議案第19号、議案第21号の順に審議し、次に、報告事項第1号から第8号の8件を扱い、最後に、議案第20号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

【議案第17号 令和6年度大磯町教育委員会基本方針について】

教育長) それでは、議事に入ります。

議案第17号『令和6年度大磯町教育委員会基本方針について』を議題といたします。 書記より、議案の朗読をお願いします。 書記) 議案第17号『令和6年度大磯町教育委員会基本方針について』、本文については省略 いたします。令和6年3月21日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。 以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第17号『令和6年度大磯町教育委員会基本方針について』、提案理由の説明 をいたします。

本案につきましては、令和6年度における教育行政を実施するにあたり、令和6年度大磯町教育委員会基本方針を決定することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、 お願いいたします。

学校教育課長) 議案第17号『令和6年度大磯町教育委員会基本方針について』、ご説明いた します。

説明資料をご覧ください。

資料1は、1ページから9ページまでで、令和6年度大磯町教育委員会基本方針となっています。資料2は、11ページから23ページまでで、前年度対比表になります。左側が令和6年度のもの、右側が令和5年度の内容となっており、色付けされた部分が修正・加筆等を行った部分になります。

教育委員会基本方針は、年度ごとの予算に基づき、新たな施策や事業について記載するようにしております。令和5年11月には、教育ビジョンとして『わくわくプラン』を策定しましたので、令和6年度はこれらを具体的に進めていく考えでおります。

学校教育では、大磯幼稚園の民営による公私連携幼保連携型認定こども園への移行を進める他、移行までの間の待機児童対策として、早期の預かり保育及び預かり時間の延長を実施するとともに、希望者に対するデリバリー方式による給食の提供を進めてまいります。

小中学校では、『大磯町いじめ防止対策基本方針』の改定を進め、1人1台端末を活用した児童・生徒の心の健康観察アプリの導入等を図るなど、未然防止に積極的に努めるとともに、引き続き、重大事態の対応及び再発防止に取組んでまいります。

学校施設の関係では、令和5年 11 月に『学校教育施設整備基本構想』を策定しましたので、優先順位の高い大磯中学校から順に、建替え等を含め、関係機関との意見交換等を行っていく考えでおります。

部活動の関係では、国が示した学校部活動地域移行の方向性を踏まえ、大磯町では部活動の枠組みは残したままで、まずは休日に、町が委託する総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣する形で部活動を活性化させる「大磯式部活動」の取組を進めます。

小学校給食では、令和4年度から国府小学校において実施している給食調理業務の民間事業者への委託を、令和6年度から大磯小学校においても実施いたします。

生涯学習関係では、指導者の登録情報と生涯学習推進団体の情報を取りまとめた「OISO まなびバンク」の活用により、講座の開催等の生涯学習情報を提供し、生涯学習情報の周知方法の拡充を図ります。

また、実行委員会の企画運営による「おおいそ文化芸術祭」を開催し、町民主体の文化芸術活動を支援してまいります。

図書館では、図書館資料の予約・リクエスト制度やレファレンスサービスをホームページ や SNS で周知することによって、図書館利用の普及に努めます。

また、図書館まつり、教養講座、読書会等の開催とともに、読書関連団体との協働による人形劇まつり、講演会等を開催し、図書館利用の向上を図ります。

郷土資料館では、旧吉田茂邸の新たな魅力を創出する業務を民間事業者と連携して行います。

また、大磯町域で芸術活動を行った人物に焦点を当て、調査を行うとともに企画展を開催して、本町特有のアトリエ文化について情報発信を行います。

さらに、ICT を活用した所蔵資料の管理システムの導入、所蔵資料のデジタル化とホームページにおける公開、音声ガイドの導入等を検討します。

以上、令和6年度に進めていく施策を一部抜粋してご説明させていただきました。 令和6年度の教育委員会基本方針の説明につきましては、以上になります。 よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。 <意見>

濱谷委員) もう何回も議論してきましたけど、多分これが最終的な取りまとめということで ご報告していただいて、今課長のほうからも、ポイントをご説明いただきました。

学校施設のほうを6年度に、まさに実践をしていただきたいということでございます。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第17号について、原案ど おり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、 議案第17号『令和6年度大磯町教育委員会基本 方針について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第 18 号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則】

教育長) 次に、議案第18号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第18号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則』、本文については省略いたします。令和6年3月21日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第18号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 に関する条例施行規則の一部を改正する規則』について、提案理由の説明をいたします。 本案につきましては、上位法令である「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正を受け、規則の休業補償に係る規定を改正するにあたり、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、 お願いいたします。

学校教育課長) 議案第18号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則』について、説明いたします。

添付の説明資料の1ページをご覧ください。

改正理由になります。

先月の教育委員会定例会において、教育長の専決事項としてご報告させていただきましたが、令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会において、議案第3号「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、令和6年2月16日に公布、令和6年4月1日から施行することに伴い、「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」においても、休業補償に係る規定の改正を行うものです。

改正内容は、大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第6条の休業補償の支給に係る休業補償を行わない場合について、「売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を規定していましたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、売春防止法第17条の削除による婦人補導院法が廃止されたことから、関係規定の削除を行うものです。

施行日は、条例同様に令和6年4月1日とします。

次の2ページは、規則の新旧対照表で右側が現行、左側が改正案となります。

3ページ、4ページには、参考資料として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「売春防止法」「婦人補導院法」の一部を抜粋して掲載しています。

説明は以上です。

- 教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。 <質疑応答> なし
- 教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第18号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、 議案第18号『大磯町立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則』は、原案 ど おりご承認いただいたものとします。

【**議案第 19 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則**】 教育長) 次に、議案第19号『大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を 改正する規則』を議題といたします。 書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第19号『大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する 規則』、本文については省略いたします。令和6年3月21日、大磯町教育委員会教育長、 熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第19号『大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正 する規則』について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、上位法令である「大磯町職員の給与に関する条例」の一部改正を受け、規則に新たな職務を規定するにあたり、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、 お願いいたします。

学校教育課長) 議案第19号『大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を 改正する規則』について、説明いたします。

添付の説明資料の1ページをご覧ください。

改正理由になります。

令和5年12月議会定例会において、大磯町職員の給与に関する条例の改正が可決され、別表第3「等級別基準職務表」の給料表(1)4級の職に、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年)により降任した職員が就く職務として、「指導主査」を位置づけました。

それに伴い、町長部局においては「大磯町職員の職の設置等に関する規則」に「指導主査」 を位置付け、また、その職務を規定する旨の改正を行いますが、町長部局以外の各執行機関 においても、同様に、規則の改正を行うものです。

改正内容は、大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則第4条第2項に「指導主査」を加え、第4条第10項に「指導主査は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。」と定めるものです。

施行日は、令和6年4月1日とします。

次の2ページは、規則の新旧対照表で右側が現行、左側が改正案となります。 説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。 <質疑応答>

濱谷委員) ちょっと教えていただきたいと思います。

指導主査というのは、これは現実、法律の中にあるのか。法律というよりも、指導主査というのは、新たにというよりも、他の都道府県等にもあるんですか、指導主査というものは。 そうではなくて、独自につくられた職務なんですか。ちょっとこの指導主査というのを教えていただければというふうに思います。

学校教育課長) すみません、ちょっとそこまでは私のほうでは存じていないんですけれども、

そういう指導主査という職を位置付けた関係上、関係する他の、例えば教育委員会だとか、 議会だとか他の機関についても、同様に規則の改正が必要になったことから今回の改正に至 ったということでございます。

教育部長) 調べてみると、やはり、こういった定年年齢上限というものの問題、これは全国 的に問題がありますので、指導主査という役職が全国的に見られるところもあります。

濱谷委員) そうですか。ありがとうございました。

教育長) よろしいですか。

今までは何か主査でそのままというと、ちょっと違うんじゃないかという、そういう部分があって、やっぱり役職定年をされたので、特別な、ただの主査じゃなくてという、ある意味キャリアがあるわけですから、職員の指導にも協力してくださいという感じになったという。

よろしいでしょうか。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第19号について、原案どおり、 ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、 議案第19号『大磯町教育委員会関係職員の職の 設置等に関する規則の一部を改正する規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第21号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 次に、議案第21号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題と いたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第21号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については 省略いたします。令和6年3月21日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。 以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第21号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の 説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱又は任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第21号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び 任命について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。本議案は、大磯町学校運営協議会規則の 規定に基づき、令和6年度の大磯町学校運営協議会委員を委嘱及び任命するため、教育委員 会の承認を求めるものでございます。 議案第21号、及び説明資料の2ページをご覧ください。今回ご提案させていただく委員の 方々は、規則第7条第1項に記載しておりますが、保護者、地域住民、対象学校の運営に資 する活動を行う者、対象学校の校長、学識経験者、関係行政機関の職員などの中から、現時 点で委員として推薦があった者のみ、学校長、園長よりご推薦いただいたというものでござ います。任期につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となり ます。

なお、学校長、園長、そして、今年度令和5年度から生涯学習課のほうに地域コーディネーターも配置させていただきました。これらの方々につきましては、年度が替わって4月1日に配置が確定しますので、改めて4月の令和6年度第1回大磯町教育委員会定例会において、再度付議をさせていただきたいと思っております。

また、上限の人数までには、年度の途中で各学校園から推薦もあるかと思いますので、そ ういった委員の新たな追加につきましても、4月以降の定例会にて、必要に応じて付議をさ せていただくということになりますので、ご承知おきください。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<意見>

トーリー委員) 質問ではございません。これ、コミュニティ・スクールを考えたときに、とても大事な協議会だと思いますので、幅広いところからお選びいただきまして、また4月にちょっと異動の関係で変わるんでしょうけれど、活発な意見交換・議論を期待するものでございます。よろしくお願いいたします。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

熟議ということで、6年度はより活発な、そういう企画をしてくれると思いますので、よ ろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第21号について、原案どおり、 ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、 議案第21号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱 及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、事務局より報告をお願いします。 学校教育課長) 報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、ご報告いたします。 報告資料の裏面をご覧ください。

令和5年度は、濱谷海八委員が、再任の手続き等を経て、教育長から教育長職務代理者に 指名されております。 教育長職務代理者の職の任期については、原則1年を目安とし、年度を一つの区切りとして、任期は4月1日から翌年3月31日として整理していくこととしており、濱谷海八委員におかれましては、教育長職務代理者としての任期が本年3月31日で満了となります。

そこで、4月1日以降の教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、本日、令和6年3月21日に、濱谷海八委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間としております。 報告は、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第2号 令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会について】

教育長) 報告事項第2号『令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第2号『令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会について』、概要を ご報告いたします。

会期は、2月13日から3月15日まで32日間の日程で行われました。資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

資料の1ページをお開きください。1ページから3ページが提出議案の一覧です。件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

4ページをご覧ください。

議案第3号「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の議案書でございます。なお、5ページから7ページまでが説明資料となります。こちらは、令和6年2月の教育委員会第11回定例会において、報告事項第1号「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」で、ご報告させていただいた案件でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行することに伴い、休業補償に係る休業補償を行わない場合について、関係規定の削除を行うものでございます。本案につきましては、鈴木京子議員から2間の質疑ののち、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に、8ページをご覧ください。

議案第9号「令和5年度大磯町一般会計補正予算(第7号)」の議案書と説明資料でございます。9ページから13ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。こちらは、令和6年2月の教育委員会第11回定例会において、報告事項第2号「令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算について」で、ご報告させてい

ただいた案件でございます。

まず、歳入はNo.9の学校教育課、特別支援教育就学奨励費補助金で対象事業費の支出見込み減に伴う国庫補助金の減、次のページ、10ページをご覧ください。No.20の生涯学習課、教育費寄付金で社会教育費寄付金の増でございます。

次に歳出でございますが、12ページをご覧ください。No.44の学校教育課、学校教育指導振興事業で小学校指導書購入費等の増、No.45の学校職員校務用コンピュータ整備事業で整備内容の見直し等による事業費の減、No.46の要保護・準要保護児童生徒就学援助事業で対象者数の見込み減に伴う就学援助費の減、No.47の特別支援教育就学奨励事業で対象者数の見込み減に伴う就学奨励費の減、No.48小学校費の学校運営事業で支出見込み増に伴う会計年度任用職員期末手当の増、No.49小学校費の学校施設・設備維持事業で光熱水費に係る執行見込み額の減、No.50中学校費の学校施設・設備維持事業で光熱水費に係る執行見込み額の減、No.51の学校昼食運営事業で事業費の執行見込み等を踏まえた運営委託料、支援補助金の減、No.52の中学校施設・設備改修事業で入札に伴う工事請負費の減、No.53の子育て支援課、幼稚園施設・設備維持事業で光熱水費に係る執行見込み額の減、No.54の生涯学習課、図書館維持管理事業で光熱水費に係る執行見込み額の減、No.55の子ども読書推進事業で社会教育費寄付金を財源とした子ども読書推進に係る図書購入費の増、No.56の旧吉田茂邸維持管理事業で光熱水費に係る執行見込み額の減、No.57の大磯ゆかりの画家によるアトリエ文化発信事業で入札に伴う印刷製本費の減でございます。

教育委員会関係では、5人の議員から質疑がございました。質疑の内容としましては、二宮加寿子議員から子ども読書推進事業で購入する図書の内容について、学校教育指導振興事業で購入する指導書の内容について、竹内恵美子議員から学校職員校務用コンピュータ整備事業の整備内容と減額理由について、学校昼食運営事業の減額理由について、鈴木京子議員から学校教育指導振興事業における予算上程時期と中学校の指導書について、石川則男議員から小学校費の学校運営事業における補正理由、対象者について、令和6年度予算に向けての教員の負担軽減策の検討について、亀倉弘美議員から要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の援助内容について、学校職員校務用コンピュータ整備事業の整備時期について、中学校費の学校施設・設備改修事業の工事内容について質疑がございました。

その後、本議案は、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に14ページから17ページをご覧ください。議案第13号「令和6年度大磯町一般会計予算」の議案書と説明資料でございます。令和6年度当初予算における教育委員会関連予算については、令和6年1月の教育委員会第10回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

まず、15 ページの上段、令和 6 年度大磯町一般会計予算における「目的別歳出予算 前年度対比表」でございます。〇印の $N_0.10$ が教育費でございます。次に、15 ページの下段をご覧ください。「歳入歳出予算の概要」でございます。ページの中程にあるアンダーラインの部分が、教育委員会関係の記載でございます。次に、16 ページ、17 ページをご覧ください。歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの明細でございます。教育費については、17 ページの $N_0.10$ 、項 1 から項 6 まで合わせて、12 億 7 千 5 百 45 万 7 千円の歳出予算となります。な

お、議案第 13 号については、令和 6 年第 1 回 (3月) 大磯町議会定例会の初日である 2 月 13 日に議案上程され、 2 月 22 日の総括質疑後に予算特別委員会が設置され、審議が付議されました。

子育で支援課については、3月1日に行われ、幼稚園使用料の預かり保育料、幼稚園運営事業、幼稚園施設・設備維持事業等については、大磯式部活動構築事業、学校教育課、生涯学習課は、3月5日に行われ、まず学校教育課については、大磯式部活動構築事業、学校教育指導振興事業、小学校給食調理業務事業、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金、大磯町立小中学校空調設備借上事業、学校職員校務用コンピュータ整備事業、教育研究所維持管理事業、学校運営事業(小学校費)、学校施設・設備維持事業、国府中学校公共下水道切替事業、学校昼食運営事業、児童・生徒指導支援事業、コミュニティ・スクール運営事業、小・中学校使用料の行政財産目的外使用料、学校プール管理運営事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業などについて、生涯学習課については、旧吉田茂邸観覧料、旧吉田茂邸の新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル実証事業、生涯学習推進事業、おおいそ文化芸術祭事業交付金、図書館運営事業、図書館資料整備事業、社会教育委員会議運営事業、神奈川県地域学校協働活動推進事業費補助金、郷土資料館維持管理事業、大磯ゆかりの画家によるアトリエ文化発信事業、旧吉田茂邸運営事務事業、旧吉田茂邸維持管理事業などについて審査がされました。

教育委員会の審査終了後に、予算特別委員会委員による討論と採決が行われ、令和6年度 大磯町一般会計予算は、賛成者全員により原案どおり可決されました。なお、3特別会計及 び1企業会計についても、賛成者全員により原案どおり可決されました。

その後、令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会の最終日である3月15日に本会議場にて、予算特別委員会の委員長報告に続き、討論と採決が行われ、予算特別委員会の決定どおり、一般会計及び3特別会計については、賛成者多数により原案どおり可決、1企業会計については、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に18ページ、19ページをご覧ください。議案第22号「教育委員会の教育長の任命について」の議案書と説明資料でございます。熊澤久教育長の任期満了に伴い、新たに府川陽一氏を教育長として任命するため、議会の同意を求めるものでございます。本案につきましては、庄子幸太議員、鈴木京子議員、石川則男議員、高橋英俊議員の質疑ののち採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。なお、任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

続いて、2月22日に行われた令和6年度予算に係る総括質疑の概要についてご報告いたします。20ページ、21ページが総括質疑の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。2人の議員から質問がございました。20ページには高橋英俊議員、21ページには石川則男議員の質問事項があり、記載のとおり質問がございました。

続いて、2月26日、27日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。22ページから28ページまでが一般質問の通告内容で、〇印、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。8人の議員から質問がありました。

22 ページをご覧ください。竹内恵美子議員から、「旧吉田茂邸の活用について」として、

記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、新たな魅力創出 に向けた民間事業者との連携モデル実証事業の内容、神奈川県との協議調整の内容などの再 質問がございました。

23 ページをご覧ください。清田文雄議員から、「大磯町立小のいじめ問題について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、いじめアンケート調査の内容について、責任の自覚についてなどの再質問がございました。

次の議員は、鈴木たまよ議員で、「災害対策について」の「学校教育における防災教育は どのようか」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁が あり、登下校時を想定した継続的な防災教育の実施についてなどの再質問がございました。

24ページをご覧ください。石川則男議員から、「大磯町立小中学校におけるいじめ問題等について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、各学校のいじめ防止会議等の開催時期について、不登校の原因把握についてなどの再質問がございました。

次の議員は、おかみゆき議員で、「部活動の地域移行に伴う「大磯式部活動」の仕組みと 考え方について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、部活動アンケート調査の内容について、ハラスメント防止対策についてなどの再質問がございました。

25 ページをご覧ください。亀倉弘美議員から、「大磯式部活動について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、部活動における事故等の責任の所在について、部活動を通した地域連携のあり方などの再質問がございました。

26ページをご覧ください。

玉虫志保実議員から、「大磯町教育委員会の考えを伺う」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、後援名義と施設利用の承認について、教育の政治 的中立性についてなどの再質問がございました。

次の議員は、高橋英俊議員で、「大磯町立小学校のいじめ問題について」、「大磯町立小学校における問題について」として、記載のとおり質問がございました。

町長、教育長からそれぞれ答弁があり、いじめアンケート調査の内容について、いじめ調査結果の公表についてなどの再質問がございました。

令和6年第1回(3月)大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。

なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださるよう、お願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 後でまたホームページ等で読ませていただきたいと思います。

また、ケーブルテレビの中継はちょっと見ることができませんでしたので、教育委員会向 けの質問に対して教育長の答弁されているところで、幾つか教育長のお考えをお聞きしたい なというふうに思っております。

まず第1点、部活動のあり方で、大磯独自の、大磯式がスタートするわけですけれども、 将来的にどういうふうにして、この大磯式の部活動をお考えになっていらっしゃるのか。

それから、大磯小学校の重大事態のいじめ問題というもの、どのように解決を図っていくのか。ちょっとその辺のところを教育長答弁も踏まえた中でお答えいただければ有難たいと存じます。

教育長) ありがとうございます。

まず、大磯式部活動ということで、国を挙げて、部活動をどうするかということで、各自治体がそれぞれ工夫をしてやっております。国としては、学校の中でやる活動じゃなくて、学校から出して地域移行ということでできないかという提案を最初にされました。ある程度期限を切って、いつまで、みたいな方向でスタートしたんですけど、なかなかこれは簡単なことではない。特に、うちの町みたいな小さな町といいますか、施設が学校に頼っているような状況でいろいろな活動が行われておりますし、もっと言えば指導のほうも教員が中心に行っていて、それを支援する形で今までも地域の方々にもご協力いただいていると。これが部活動の実態でございます。

それを一気に、全面的に学校ではなく別の場所で、地域の指導者がやるというふうに、簡単にはなかなかいかない、これは大磯町だけに限ったことではなくて。ただ、自治体によっては一気に学校部活動なしという宣言をされて外へ持って行って、施設も別なところであって、指導者もそこでやると。もちろん教員の方も手助けして一緒にやるということも含んでいるんですけれども、そういうふうに思い切った、どちらかというと大きな市は、予算的にも施設的にも可能なように整えている。

小さなところで、じゃあ今の実態がどうかというと、特に大磯町の場合は、やっぱり学校において子どもたちと先生方がお互いに切磋琢磨と言いますか、気持ちよく活動するというのを今までやってきておりますので、簡単に全部外へというふうにはいかないだろうと。そして、将来的には、もちろん国のいう方向に全国的になってくる可能性はもちろんあるんですけど、実際に施設からいうと、学校施設を使うと、これを地域でやるということだと、今は地域の方が使うときは、使用料とかそういうものが発生しますので、お金の問題も絡んでくるということで、今の状況でなるべく子どもたちにも保護者にも負担のかからない、なるべく自分の生活エリアの中でできるような活動を、学校の教員も含めて支援をする、それが大磯式じゃないかということで、スタートさせていただくと。

将来的にも、そんなに極端に、学校はもうなしよ、というふうに数年やってみて、そういう方向に行けば一番いんでしょうけど、施設的にもそういう問題があるので、簡単ではないかなと。

ただ、実際に指導の方がどのくらい、教員以外ができるかという現実はありますし、特に 今は土日だけでスタートしますけども、平日どうするかというのは、これ、教員の働き方改 革にも大きな影響がありますので、平日を地域の方が指導できるかどうかということがもの すごく大きな問題で、今後そういう方向を模索しながら、大磯に合った方法でやっていく、 やっていかざるを得ないかなと。本当に申し訳ないんですけれども、まあ学校の先生方もで きる範囲で協力していただけるものは取りあえず、ということで、実際には、地域の総合スポーツクラブというか、そういうところに全部登録してもらって、そちらから派遣という形でやりますので、今までの部活動の形とは違うんですけれども、実際には子どもも保護者もほとんど変わらないという状況で、しばらくは様子を見るかなという方向だと思っております。

すみません、よく説明ができなくて、申し訳ない。

それから、もう一つ、いじめの関係で、今、重大自体になっているというか、そういう関係は着実にと言いますか、調査委員会を中心に調査していただいて進めていると。関係の方々にもご了解いただきながら、関係の子どもたちにも、事情聴取と言いますか、お話を伺うということも実際にさせていただいて、なるべく早いところで調査報告をまとめて出したいと思っております。

それを公表するということが保護者のご希望であれば、公表する方法も考えなきゃいけないというふうに思っております。ただ、その報告書に保護者の方が、この報告書でいいと言われるかどうかというと、やっぱりなかなか難しい、いろいろなことが、私は中身は分かりませんけれど、多分、現状、私が知っている限りではいろいろな方のいろいろな状況があって、被害と言われている方も加害と言われている方もその報告書で、じゃあこれでいいですというふうに、簡単にいかないんじゃないのかなという気持ちもありますけど、もう皆さんがそれでよければ、公表ということも検討すると。もちろん最終的には教育委員会で決めなきゃいけないことですけど、調査委員会のほうで、これで公表してほしいというようなことがあって、関係の保護者がぜひお願いしたいということになれば、そういうことをまた皆さんとお諮りするということになろうかと思いますが、今の時点では調査中ですので、具体が出ておりませんので、細かいことをここで申し上げることはできないんですけど。

実際には、ちょうど関係の方が6年生なので、これからの進路とかそういうこともあって、ちょうど難しい時期かなというふうに思いますけど、何しろ私というか皆さんの願いは、子どもがこれから先、そういうものを乗り越えてしっかりと活躍してほしいというか、活動してほしいと、生きていくその力をより高めてほしいなというふうに思っております。全国的には様々な事例が、あれ以降ニュース等でも流れますので、皆さんも見ていただいていると思いますけど、教育委員会としては、できる限り皆さんの意向に沿った形でやっていることで、よそでニュースになっているような、教育委員会が隠しているとか、学校が言わなかったとか、そういうことはまず、私はないと思っておりますし、私も細かいことまでは、全部が全部分かっているわけではない部分もあるかもしれませんけれども、一応状況は把握しているつもりで、皆さんとまた一緒に相談をさせていただき、進めていきたいと思っております。

すみません、よろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 今後の町のいじめ対策に係る進捗について】

教育長) 次に、報告事項第3号『今後の町のいじめ対策に係る進捗について』、事務局より

報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第3号『今後の町のいじめ対策に係る進捗 について』報告させていただきます。

資料をご覧ください。このいじめ対策に係る進捗の報告につきましては、1月の教育委員会定例会から、令和5年7月に開催されました総合教育会議で協議された内容を踏まえた、いじめ防止対策の町の進捗状況を報告するという形で続けさせていただいております。

今回、2月の定例会以降の進捗について報告させていただきますが、主に資料に下線を引かせていただいた部分が中心となりますので、ご承知おきください。

まず、「事前予防対策の強化」につきましては、普段の授業を中心としたいじめ防止の指導を学校全体では継続しております。大磯小学校では、地域コーディネーターの仲介等により、外部講師による講話を毎月実施しているというような話も以前させていただきましたが、2月・3月にかけて、障害のある子どもの保護者の会代表の方や、パラサーフィンに取り組んでいる方にもお越しいただいて、朝礼等で子どもたち全員に講話をしたというような報告は受けております。

次に、「子どもたちが主体となるいじめ防止の取組」ですが、3月に入りまして、まだ実施ができておりませんでした学校の児童・生徒の代表の方と教育委員会事務局で懇談をさせていただきました。もちろん、いじめ問題だけではなく様々な課題について、子どもたちの率直な意見を伺うことができ、大変充実した懇談の場となっております。

いじめ対応についてですけれども、3月7日、国府小学校児童会代表とのお話の中では、児童会代表を中心としたいじめ防止動画を作成して、校内で紹介したというような取組を伺っております。我々事務局も見させていただいたんですけれども、本当に小学生が作ったのかなと驚くくらいのクオリティになっており、ある意味ではいじめられ役を担っていた児童会の子どもが、本当に校内で、その動画を見ていじめられてしまうのではないかと、逆にこっちが心配するくらいの内容だったというところでした。本当にそれだけみんなで、こういうことはよくないよというような具体的な姿を子どもたちにも分かりやすく示した動画になっていたかなと思います。こういった動画については、大磯小学校に3月12日に行かせていただいたんですけれども、いじめ防止だけではなく、様々な学校のルールを守るということを紹介するような動画として、児童会の代表で作成したということを伺っておりますので。小学校ではそのような形で、いじめ防止、子どもたちを中心に取り組んでいるという姿は確認できました。

そして今週の月曜日、18日に大磯中学校のほうで生徒会代表と話を最後にさせていただきました。大磯中学校では、2月末に学校ピンクシャツデーを実施しました。いじめ防止について、子どもたち、生徒が主体的に考える機会をつくったということです。また、今回の生徒会代表者の話として、とにかく他人に、友達でも大人でも、話を聞いてもらいたい、思いを吐き出せるような場所、リラックスできるスペースがあると一人一人が安心して学校に登校できるのではないかという意見をいただきました。

また、大磯地区は、国府地区と違って国府平和宣言のようなものは作っていないんですけれども、本当に中1のお子さんが、いじめ防止のルールを決めるのも大事なんだけど、本来

は生徒一人ひとりが自ら考えて行動するものなので、あえてそのようなルールを生徒会では 示していないというような立派なご意見をいただきました。それもすごいなというふうに、 大人も納得するような、ご意見もいただきました。

そして、4月から入る大磯小を卒業した中学1年生が安心して中学校のほうへ通ってもらえるようにするため、学年を超えた、部活だけではなくて、生徒同士が関わり合う機会も増やしていきたいというようなことを示していた生徒会の代表の方もいたので、本当に子どもたちなりに、このいじめ防止、いじめのない安心な学校というのは、気にかけて、考えているのだなというのが、今回、どこの学校に行っても分かる内容であったかなと思います。それぞれの学校の子どもたちが引き続きいじめ防止に、自分たちで自ら考えて取り組めるように、学校と連携していきたいと思っております。

最後に、「次年度予定している取組」というところで、資料は2ページ目になります。来年度、町の教員向けに実施しています「教育課題研修会」というものがあります。最新の教育課題について、全ての教員に出席を義務付けているような研修会ですけれども、こちらで外部講師によるいじめ防止の講義と、学校には学校いじめ防止基本方針、あと、学校のいじめ組織的対応というのがあり、なかなかこの辺が全ての教員で共有できていない部分もあるのかなというところで、この辺、改めて時間を取って、いじめについて教員が考える場を、研修する場を予定しております。

また、1人1台端末を活用した「心の健康観察」アプリの導入についてですけれども、次年度入れるというような話をしておりましたが、早々に導入のほうを計画しております。そして、そこにも書かせていただいたように、国はこの「心の健康観察」の導入に向けた調査研究というものを事業として行っている、発表されましたので、こちら、神奈川県を通じて応募はさせていただいております。補助金等も入るということを聞いておりますので、いじめを含めた、児童・生徒が抱える様々な課題に対して、大磯町としてすぐ対応できる取組を、調査研究と共に進めていきたいというふうに考えております。

報告につきましては、以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 今、進捗状況を聞かせていただいて、先週もお話をされましたように、大磯中学の生徒会代表の懇談とか、これは本当に、僕ら教育委員会の教育委員の一人として、やっぱり何とかしてあげたいなと思ったのは、思いを吐き出せる場所、リラックスできる場所、やっぱりこれが必要なんだろうなということをつくづく思ったところでございます。限りのある施設ですけれども、中学校1年生から3年まで何か、やはりこういう場所が必要なのかなと、本当にもう早急に必要なのかなというふうに思っています。

また、こういう懇談をしたんだから、一つくらいは実現をしてあげて、懇談をすることによって一歩前進するよというようなことを、やっぱり子どもたちには教えてあげたいなというふうに思ったところであります。

それから二つ目、調査研究、補助金も出るということで、もうこれは積極的に、補助金狙

いでやっていただきたいなというふうに思うわけであります。この調査研究にも報告されていると思っておりますので、どのような内容を書いて応募をするんですか。ちょっとその辺の内容をお聞きさせてください。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) まず1点目のスペース、吐き出せる場所については、一応、各学校にはカウンセリングルームみたいなものは用意しているというところなんですけれども、恐らく大人が考えているカウンセリングルームとはまた違った、本当にリラックスできるという場なのかなというふうな受け止めはさせていただきました。その場には学校の管理職もおりました。生徒会の担当の教員もおりましたので、今濱谷職務代理のお話があったように、今後やり取りを含めて、そういった場、図書室なりなんなりとか、限られたスペースですけれども、何かしらそういう場ができないかというのは、一緒に考えていきたいなと思っております。ありがとうございました。

そして、その次の心の健康観察アプリの事業なんですけれども、これはもう前から言っているとおり、子どもたちが1人1台のタブレット端末を持っていますので、朝、登校した後とかに、今のその自分の心の状態について、似顔絵、イラストを選択するというようなところです。これも学校のほうで、どの子がどれを押したかというのは一覧になって確認できるようなシステムにはなっていますけれども、学校だけではなくて、教育研究所に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも、こちら、事務局側でも確認できるような体制を、ダブルチェック、トリプルチェックというような形で取らせていただいて、普段と違う選択をした、普段と違うような意見を書いている子に対して、学校や我々が配置する専門職がすぐ対応できるようにするようなシステムを考えていきたい、そういった意味の調査研究というところでございます。

せっかく研究所もあります、専門職も町の予算で配置していただいています。現状もかなり相談とかでは対応していますけれども、予防的なという部分で、アウトリーチ的にどんどん学校のほうに、この子に声がかかっていますかとか、この子の気持ちを受け止めていますかとか、そういったことが教育委員会から発信もしながら、学校と一緒にやれるといいのかなというふうに思っております。そんな調査研究を今考えているところです。

トーリー委員) そのアプリですけれど、ちょっと、一つだけちょっと懸念するのは、お子さんによっては、深刻な場合、ニコちゃんマークじゃないけど、あえてそれを出しているけれど、実は違うという、そこをどう見ていくかと。必ずそういうお子さんはいらっしゃると思います。その辺を、そのアプリを見てこうだな、ああだなで、事務的にというか、機械的な判断だけでなく、やっぱり見えない部分こそより深刻なので、その辺も見落とさないでキャッチできるような、ちょっと体制をつくっていけるように、どういうふうにしたらいいのか、そういうことをしっかり研究してやっていただきたいなと思っています。

あと、先ほど、中学のリラックスできるようなスペース、まあ、あるんですよね。それは 私も子どもがいたときから承知していますけど、なんだろうな、もうちょっとこう、かしこ まっているのではなくて、本当に自分の部屋でふわーっとしているよみたいな、何してもい いし、物を食べたきゃお菓子を食べてもいいし、何しても、ちょっと寝っ転がりたければ寝 っ転がっちゃっても構わないくらい、ちょっと砕けた感じの部屋があるといいのかなって。 やっぱりカウンセラーさんがいて、やっぱりかしこまっていなきゃいけないようなものがちょっとあると、どうしても堅苦しくなってしまう。本当にリラックスできているかというとそうではない。その辺も、お子さんがこういうふうだったらいいなというのを、せっかく生徒会の方と懇談したりもしているので、具体的にこんなだったらいいんじゃないかというのも、いっそ、ちょっと、少し意見として生徒さんのほうから提案していただけたらいいんじゃないかなと、思ったりしています。

機会があれば私たちも、事務方だけじゃなくて、お話しできるときがあるといいなと思っております。その辺も、ちょっとご検討ください。お願いいたします。

濱谷委員) トーリー委員の考えと同じなんですね。辻丸指導主事もおっしゃっていたように、やっぱり大人というと、部屋が子どもたちも欲しいよというと、何言ってるんだよカウンセラールームがあるじゃない、どこどこがあるじゃない、保健室だってあるよ、みんなウェルカムで待ってるよ、と大人たちは言うんですけれども、やっぱり違うんですよね。そこは既存にもうできちゃっている場所なんですよね。だから、そこのところがやっぱり、子どもたちが考えている、リラックスしたところ、確かに校内の中でその部屋に行ったらお菓子が食べられるというのは考えでクエスチョンマークですけれども、何かお茶くらい飲めたり、何かできるような。そこでふと心のことを吐露できるようなものがあるといいかなというふうに、理想論ですけどね、期待するところです。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

それぞれ、学校では工夫をして、私もやはり10年以上前に相談室担当だったので、そのときに大磯中では、3階建てなので、各階に相談室をつくろうということで、そしてそこにお茶とお菓子を全部準備して、いつ来てもだれかが対応しようというようなことを考えました。今子どもたちが言うのは、リラクゼーションルームというか、そういう、ふっと息がつける場所、誰かがそこで待っているというよりは、自由に使える場所が欲しいみたいな、家で寝転がっているような気分にさせてほしいと、それなりに彼らも緊張して、一生懸命学校に来ているので、少しは気を抜きたいというような気持ちもあったかと思いますけど、いろいろ生徒会と学校の先生方が協力して、工夫をしていくのが学校運営だと思いますので、今のお話を、ぜひまた学校と相談しながら進めたいと。よろしくお願いします。

トーリー委員) 何かあんまり手ぐすね引いて待ってるよ、来てみたいな感じじゃなくてね。教育長) ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 「高麗の山神輿」について】

教育長) 報告事項第4号『「高麗の山神輿」について』、事務局より報告をお願いします。 生涯学習課副課長) 報告事項第4号『「高麗の山神輿」について』ご説明いたします。

高麗の山神輿は高麗地区にある高来神社の春季大祭に行なわれる特殊な神事で、神霊を神 輿に移して、ふもとから山頂まで担ぎ上げるというたいへん珍しい行事でございます。町の 指定民俗資料になっており、令和6年は4月20日土曜日の夜に行われる予定です。 実施にあたり、町では町広報等による周知や町指定文化財保存管理奨励交付金の交付、親 綱の引き手募集について支援を行っております。

なお、今年度、引き手の募集については山神輿保存会と調整し、町広報4月号に記事を掲載予定です。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 図書館事業の開催結果について】

教育長) 報告事項第5号『図書館事業の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第5号『図書館事業の開催結果について』、ご説明いたします。 裏面をご覧ください。

絵本作家玉田美知子講演会は、児童文学作家の話を聞くことにより、本に親しみを感じ、 読書をより身近なものとするきっかけを作ることを目的とし開催したものです。

内容は、「初めての絵本ができるまで」と題して、絵本『ぎょうざがいなくなりさがしています』の作者が、絵本制作の過程について語り、後半は作品を題材にした、ぎょうざのペーパーウエイト作りのワークショップを行いました。参加者数は39人でした。

また、『ぎょうざがいなくなりさがしています』の原画全点、ダミー、ぎょうざのオブジェ等を1月17日水曜日から2月4日日曜日まで図書館2階展示コーナーに展示しました。観覧者は約542人でした。

主な自由感想として、ぎょうざが生きているように描いてあるので、感情移入します。絵本がこうやって誕生するのだ、と実感できた。ワークショップが楽しかった。小ネタがたくさんあり作家さんから直接聞く貴重な機会だった。制作の裏側を聞けて興味深かった、などが寄せられました。その他は、記載の通りとなります。

以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 蔵書点検に伴う休館について】

教育長) 報告事項第6号『蔵書点検に伴う休館について』、事務局より報告をお願いします。 図書館長) 報告事項第6号『蔵書点検に伴う休館について』ご説明いたします。

裏面をご覧ください。

蔵書点検を実施するため、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則第5条第

1項第3号の規定により、休館するものです。

点検期間は、令和6年4月16日から19日までの4日間。点検箇所及び点検資料点数は記載のとおりとなります。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<意見・応答>

トーリー委員) 大変ですね、これだけの点数を点検するのね、本当にご苦労様です。

図書館長) 分担して、期間内に終わらせるようにはしていきたいと思います。

トーリー委員) ご苦労さまでございます。感謝いたします。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 企画展『三岸節子と大磯』の開催結果について】

教育長) 報告事項第7号『企画展「三岸節子と大磯」の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第7号『企画展「三岸節子と大磯」の開催結果について』、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では令和6年1月27日から2月25日にかけて、アトリエ開設60年記念企画展「三岸節子と大磯」を開催いたしました。

洋画家の三岸節子画伯は1964年に大磯にアトリエを構えられました。企画展はアトリエ開設後60年を契機として開催するものです。三岸画伯は大磯において活動をされるようになってから積極的に風景画を描かれるようになったようで、大磯との関係について自著に「私は大磯に移り住んで太陽の画家になった」と記されています。

9に記載の会期中の観覧者数ですが、合計 986 人で、1日当たりの観覧者数は 39.44 人でした。

また、関連企画といたしまして、2月4日には、三岸節子画伯のご令孫三岸太郎さん、一宮市三岸節子記念美術館の学芸員の野田路子さんをお招きし、三岸画伯の業績や大磯での活動、暮らしぶり、作品の見どころを解説していただきました。当日は121人の方々にご来場いただき、大盛況を博しました。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トーリー委員) 講演会も大盛況で、私も実はひそかに行きたかったんですけど、ちょっとこのあたり、忙しくて伺えませんで、残念でしたけど。でも、ちょっと作品を見せていただく 機会があって、有難かったです。とてもすてきでした。

生涯学習課長) ありがとうございます。

【報告事項第8号 旧吉田茂邸新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル実証業務の 事業者募集について】

教育長) 報告事項第8号 『旧吉田茂邸新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル 実証業務の事業者募集について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第8号 『旧吉田茂邸新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携 モデル実証業務の事業者募集について』、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

まずは、1の業務の趣旨についてです。旧吉田茂邸は平成29年4月1日の一般公開後、観覧者数は初年度である平成29年度は104,227人、平成30年度は62,698人でしたが、令和元年度末からコロナ禍を迎え、令和2年度、3年度は、観覧者数は1万人台になりました。その後、感染防止対策を施し通常の一般公開を再開した令和4年度は23,481人に留まり、観覧者数の減少が喫緊の課題となっています。本事業は、旧吉田茂邸の運営について民間事業者の協力を得ることで、新たな魅力づくりとサービスの質的向上を図り、観覧者数の回復を目指すことを目的として実施します。

続いて、2の想定する業務内容ですが、旧吉田茂邸の運営方針を理解し、運営に支障のない範囲で、旧吉田茂邸の付加価値を高める業務企画をご提案いただき、実施していきたいと考えております。具体的には飲食業務、オリジナルグッズ開発業務、ウエディング運営業務等を想定しています。

次に3の業務の進め方についてです。大磯町は選定された事業パートナーと基本協定締結ののち、事業パートナー契約を締結します。事業パートナーは自らの提案に基づき、大磯町に承認された事業計画の範囲内において、旧吉田茂邸のコンテンツや展示室など施設の一部を活用して事業を実施します。なお、事業の実施にともなう経費は、事業者側がすべて負担します。また、事業パートナーは、事業パートナー契約に係る協議により決定した金額を大磯町に納付していただきます。

次に4の業務の実施期間ですが、令和6年4月26日から令和7年3月31日までとしています。

5の事業の実施スケジュールは記載のとおりです。

6の応募状況についてですが、現地見学を1事業者、募集要項等に関する質問を2事業者から受付対応しております。そして、応募については2事業者から提案がございました。ご提案いただいた業務はカフェ業務とウエディング運営業務の2件です。それぞれの業務の概要ですが、カフェ業務はローズルーム(食堂)に隣接する配膳室にて調理、作業を行い、来館者には旧吉田茂邸の雰囲気、庭園の景観を楽しみながらローズルーム(食堂)にて食事をしていただきます。目的・効果ですが、旧吉田茂邸のローズルーム(食堂)における飲食業務が、SNS、ロコミで好意的な意見が拡散され話題を生み、観覧者数が増加することが期待できます。続いて、ウエディング運営業務ですが、旧吉田茂邸の各室を利用し、フォトウエディングを中心とした業務を行います。目的・効果としては、新郎新婦や関係者を旧吉田茂

邸のファンづくりに繋げたいと考えております。

現在、応募いただいた事業者とは協議を行い基本協定の締結に向けて準備を進めているところですが、令和6年度一般会計の予算審議において、本件について議会等での説明が不十分とご意見をいただきました。このため、当初は4月26日から着手する予定でしたが、あらためて大磯町議会福祉文教常任委員会協議会等での説明を行う必要があると考え、事業の開始時期の後ろ倒しを含め検討することを考えております。説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 議会のほうから、不十分であると、そういう話の中から、少し延びていくという のは間違いないですけれども、どんな点が不十分だと議会のほうでは言われたんでしょうか。 生涯学習課長) 特に議会やその他外部に対して、これまでの事業者の募集方法などが十分に 説明ができていないというところがありまして、もう少し丁寧に説明をしてほしいということをご意見いただいております。

以上です。

以上です。

- 濱谷委員) 事業主に対する説明が十分ではないということ。どういうことが十分ではないというふうに北水課長は理解されていますか。
- 生涯学習課長) 事業者にではなくて、郷土資料館、基本的には町が運営している事業ですので、町が旧吉田茂邸の運営をこういうふうに進めていきますよという、理解、説明、そういった場をもう少し設けてほしいというように、ご意見があったというふうに理解しています。濱谷委員) じゃあ、この中身のことなんですけど、カフェ業務で、ローズルーム、これ、何人くらい収容とこの事業主が計画されているんでしょうか。教えてください。
- 生涯学習課長) 旧吉田茂邸のローズルームのしつらえとして、テーブルと椅子を置いています。そちらには椅子が全部で12脚ございまして、その範囲で運営を考えておりまして、あとは回転を上げていくようなことを聞いております。
- 濱谷委員) 12 卓って、何人くらいでしょうかね。
- トーリー委員) 私もカフェのことを伺いたいと思っていたんですが、当然、吉田邸自体、見学に来られる方もいらっしゃるわけですよね、ローズルームを見たいと。そこで、12 卓ですけれど、予約制とかになるんですかね。入れ替えでやるとなると、ちょっと 12 卓、少ないような気もするんですが、どういう形でと思っているんでしょうか。
- 生涯学習課長) 飲食営業といいましても、軽飲食、また、カフェのようなものでして、基本的にはコーヒー、お茶を出して、簡単なお菓子であるとか軽食を取っていただくというようなイメージでして、特に事前予約ということは検討しておりません。 以上です。
- トーリー委員) なるほど、結構庭が、吉田邸の下というか、海側とか、結構空いたスペース、 ありますよね。例えばそういうところにもうちょっと軽食が取れるようなものを新たに作る とか、そういうような発想はない。

生涯学習課長) ご意見ありがとうございます。

旧吉田茂邸は、県立大磯城山公園の中に入っていまして、庭園はかなり広く広がっております。今回の旧吉田茂邸の民間事業者との連携の実証事業につきましては、あくまで旧吉田茂邸の建物の中、町が管理するエリアということで条件付けてやっていますので、今後そういったところを検討する、広がっていく可能性はあるんですけれども、まずは旧吉田茂邸内でということを考えております。

以上です。

トーリー委員) なるほど、分かりました。それはぜひ広げていってほしいと思います。建物、やっぱり、中でお茶を飲めるの、とても、見ながらね、すてきでいいなと思うんですが、やっぱり、一歩間違えると汚される、傷つけられるということも、その辺もありますし、中だけでは、本当に限りがあると思うので。せっかくこれ、観光産業としてちょっと成り立つぐらい、もうちょっと面白い発想ができないかなというのもあるので、先々、中だけではなくて、ちょっと広げて考えていっていただけたら面白いのかなと思います。

期待しています。

生涯学習課長) ご意見ありがとうございました。

濱谷委員) 別に議論する場じゃないんだけどね。

トーリー委員) そうですね、そうなんだけど。

濱谷委員) 僕、イメージとして持っていたのは、入って右側のところに建物があるじゃないですか。そこに、割と広いところに資料等が置かれている空間がありますね、部屋がありますね。

トーリー委員) 販売機のあるところですよね。

濱谷委員) そう。あそこにカフェができるのかなと、すると割と入るなというふうに、僕はこう、イメージで持っていたんですよね。それで今こう聞いたら、ローズルーム。確かにすてきなんだけれども、トーリー委員が心配されるように、汚されたらどうするの、傷つけられたらどうするの、そんなことを本当に思って、その点、あくまで僕はイメージとして、右側のほうに簡単な軽食ができる、休憩ができる、そんなイメージを持っていて、そうしたら少し広がるから、町としては利益率が上がるのかなと思っていたんですよ。ところが、あんまり利益率は上がらないよね。

それと、フォトウエディングを中心に据えた事業、そうか、フォトウエディングか。写真だけだよね、それね。そういうふうに今若い人たちのはやっている部分、今の世代の人たちの風潮はちょっと分からないんだけど、多分この事業主は若者世代のニーズを当然分かっているからね、フォトウエディングということで。これ、庭に出ちゃいけないんだ、ちょっとその辺のところを、イメージを膨らませたいので、すみません。

生涯学習課長) ご質問ありがとうございます。

まず、飲食事業につきまして、吉田邸、庭園の中に入りまして右手側、管理休憩棟がございまして、そちらのほうでも、自動販売機がありまして飲食できるようになっているんですけれども、今回、あえて旧吉田茂邸としましたのは、目的としまして、吉田茂邸の観覧者数をどんどん増やしていきたい。また、吉田邸に入った中で、また付加価値的な魅力をもう少

し設けたいというところがありまして、吉田邸の中で何か工夫ができないかというところから始まったところでございます。

なお、管理休憩棟につきましては、神奈川県が管理するエリア、また、旧吉田茂邸は大磯 町が運営するエリアであり、管理者が異なっているというところが、一つの理由になってお ります。

それと、ウエディングに関しましては、フォトウエディング、最近は歴史的な建造物であるとか、博物館であるとか、そういったところで記念の撮影を行うというケースが増えておりまして、これまでも大磯プリンスホテルからもニーズがありましたし、他にもニーズがあるような話を聞いておりましたので、そういったところから開始したものでございます。以上です。

トーリー委員) フォトウエディングは何か分かるんです。もし自分が若くてこれから結婚だったら撮りたいなというの、分かります。それは分かるけど。

濱谷委員) そうですか。じゃあオーケーか、これは。これは利益率が高いので。

トーリー委員)ただ、やっぱりちょっと県に働きかけないと駄目ですね。

濱谷委員) そうだ、やっぱり県に働きかけるという方法というのは。

トーリー委員) 建物を見に来るから付加価値といっても、結局は通るわけですから、庭も全部。だから、飲食はどうなのかな。あの中。

濱谷委員) やっぱり県はうるさいのか。そんなに。

生涯学習課長) 協議によりけりだと思うんですけれども、これまでにも同様に、実は飲食事業に関しましては協議をしておったんですけど、あまり前向きな回答は過去にはいただいてはおりません。

以上です。

トーリー委員) せっかくあれだけ広いのにね、それを生かさないほうがもったいないような 気がするけど。

教育長) よろしいでしょうか。

施設の管理の問題が当然あるので、すぐに誰でもというのは、あの温室が使えないのって、 すぐおっしゃる。あれはもう建物として認められていないので、あれはもう無理ということ、 いろいろな制約がありますので、簡単ではない。

それで今の休憩室のほうは県の管理ということで、庭も県の管理ということで、今、文化財の保存というか、そういうものを飛び越えて、利活用の部分がすごく言われていまして、要するに、ここで今大磯邸園がオープンする準備をしていますけど、ああいうところに、いろいろな人がみんな集まって、そこで楽しい集いをするというような、これはもうヨーロッパの方だと、お城的な建物が非常に多いんですけど、そういうところでは、もうみんなが音楽で楽しんだり、そこで結婚式をやったり、そういうことに文化財を利用するということが当たり前のように言われている。

だから、うちのほうとしては吉田邸を持っているわけで、その中は観覧料を取って観覧を してもらっているところで、ちょっと座ってお茶を飲めるところが欲しいよねみたいな発想 で、今多分話が進んでおります。 それで、通る人と、観覧する人とお茶を飲む人は混在でいいのかというご質問も出たりしましたけど、それが何しろ売りなんです、逆にね。そういうところで、例えば、フォトウエディングも休日の閉館のときにやるというのも一つの手なんですけど、今、人がみんないるところでやりたいという要望があったり、そういうものも含めて、どこまでできるかわかりませんけれども、たしか1年間の実証実験といいますか、そういうものを経て次の段階に進めていくということで、まずはやってみるということになっております。

これは郷土資料館の委員の方に、中にはそういう施設の館長さんもいらして、同じように 別荘をやっていらっしゃるんですけど、飲食のほうで 1,000 万円以上の売上げをされている という。お茶を飲んでいるんですけど、やっぱりやりようですよとおっしゃっておられまし たので。

どこまでできるか、館長も相当張り切ってやりますので、ぜひ、ご理解、ご協力いただき たいと。

議会のほうの説明も十分にしながら進めていくということになろうかと思います。 よろしいでしょうか。

濱谷委員) じゃあ、もう1点だけいいですか。

確かに今、教育長がおっしゃったように、世界の流れ、ヨーロッパの流れで、文化を大切にするヨーロッパがそういう流れなんだと思って聞きまして、ですから、大磯邸園にしても、吉田茂邸にしてみてもやはり、多くの町民が、あるいは観光客が、やっぱり来れるようなにぎわいを創出するような仕掛けをつくっていくのが、そして、そこの中に、もう1点、僕は、課長が言うように、アトリエ文化の発信という言葉を使っていますよね、だから、このアトリエ文化もこの中やっぱり組み込みながら、やっぱり壮大な形で、やっぱり僕も大磯に人を集める仕掛けをつくる、これなんじゃないかなと僕は思うんですよね。

だから、去年つくった、「未来へつなぐ想い」というタイトルから考えて、やっぱり未来を思う大磯というのは、未来に向けてつくり出していく。そのためには、やっぱり、僕はやっぱりカフェというものが重要な要因になるのかなというふうに思うんですよね。どうぞ、連携モデル実証事業の1年間を終えて、次のときに踏み出す時には、どうかこのアトリエ文化というのをすごく、どこかに組み込むような形で未来を思う大磯をつくりあげていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

生涯学習課長) 現在、旧吉田茂邸の展示休憩室で展示しています絵画の作品で、安田靫彦さんの富士山の絵がありまして、それが旧吉田茂邸で描かれたものです。アトリエ文化単体、旧吉田茂邸単体というわけではなくて、複合的に連携を進める中で、また盛り上がる企画を新たに考えていきたいと思っています。

ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

大磯邸園の一番西のほうのところにレストランめいたものもできそうだというところで、 やっぱり、大磯は飲食できる場所があまりないので、やっぱりその場所その場所にちょっと お茶も飲める場所ということは、今のアトリエが点在している中でも必要になってくるんだ と思います。

町を挙げてやるということで、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

【議案第20号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第20号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第20号の審議については、秘密会といたします。 恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。暫時休憩します。

~ (秘密会) ~

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、議案第20号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の 人事異動について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

濱谷委員)では、その他のところで、お話をさせてください。

先ほど、議会報告の中で、教育長が新しく交代するというお話を伺わせていただきました。 既に3月15日、町議会で承認をされたという報告を受けました。熊澤教育長が今日は任期最 後の第12回教育委員会定例会であります。それに際して、甚だ失礼を顧みず、幾つか教育長 にお尋ねしたいということがございます。

まず、やはり1点は、教育長の下で、大磯教育ビジョンが策定をされていったと。その教育ビジョンの下で、わくわく教育プランがつくられていくと。そして同時に大磯町学校教育施設整備基本構想を一応教育委員会の中で策定をしてきたわけであります。まさしくこれは、大磯の教育を未来へつなぐための大きな提案、あるいは内容だったと、いち教育委員として理解をしております。さらには、大磯小学校のいじめ重大事態というものもまだ残されているわけであります。

この引継ぎというのが、これはもう業務ですので、当然事務局の方たちがしっかりと新しい教育長に引継ぎをされていかれるというふうに思っておりますけれども、そうではなくて、 熊澤教育長の、教育長の立場の中で新しい教育長のほうにどういう形でこれらの重要な案件 を引継ぎされていくのか。まずその第1点をお聞きしていきたいと。

そして第2点は、こういう大きな課題を背負っている中で、教育長が1期で終わるつもり

でいらっしゃったのか、いや、そうではなくて、僕はもう2期、1期、3年やられていく中で、ある程度の進捗状況を確認をされていきながら、次の教育長へと引き継いでいかれるんだろうなというふうに思っていたわけであります。

この辺のところも踏まえて、議会の質問の内容にも被る部分がございます部分も最後の定例会の中で、教育長自らのお言葉として、我々教育委員4名にお聞かせいただきたいということを、その他の中でご提案をさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

教育長) ありがとうございます。

人事のことでございますので、私自身は、本当に教育委員会の方々、教育委員さんをはじめ、事務局の方々に常に支えられて、3年間、本当にいい意味で過ごしたなというふうに思っておりますし、今、濱谷職務代理のお言葉の中にあったように、土を耕して、種をまいて芽が出て、花が咲くまで見たいなという、そういう気持ちは常に持って、そして私自身がやれることは何でもやるという、そういう信念でずっと仕事をしてきましたので、教育委員会においても、これからもできることはどんどんやろうと。ただ、やはり思うようにいかないことはたくさんあって、今お話の中にあったいじめの問題の解決というか、行き先も含めて、もっとこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいという思いはたくさんございます。

ただ、こればかりは、私が思うようにはならないことなので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思いますし、引継ぎについては事務方がしっかりしておりますので、それは全然問題ないですけれども、次に来られる方は私よりも先輩の方で、前に、よそで教育長をおやりになって、副町長もおやりになったという経歴も、ご覧になったとおりでございますので、もう仕事としては全然問題がない。ただ、現状、今、私が抱えているものは、引継ぎを来週でしましょうという形で、今話が進んでおります。

引継ぎなんかなくても、もう分かるからいいよと言われるような内容かもしれませんけれども、私としては、本当に今の気持ちとして、今の教育委員会の進んでいる方向をより前に進めていただける方だというふうに思っておりますし、町長が提案されて、議員全員が賛成をされた議事でございますので、そういう意味では、大磯町を挙げて教育に取り組んでいるという、そういう中心になる方にふさわしい方だというご判断をされているわけですから、それぞれお考えはあると思いますが、私自身は3月31日まで。実は3月31日は土日で日曜日なんですけど、西行祭でもって教育長は表彰状を俳句を作った方に渡すという仕事がありますので、31日までお仕事をさせていただいて、4月1日からは遠くから応援をしたいというふうに思っております。

本当にお世話になって、何も返すことができなかったという心残りはたくさんありますけども、次のことは次の方にお任せして、老兵は去るべきというところでしょうか。まあ、仕方のないものが静かに帰りなさいということで、次の方は立派な方ですので、皆さんが心配するようなことなくやっていただけるものと思いますので、今後ともぜひ大磯町の教育のために、皆さんにご尽力をお願いしたいと。よろしくお願いいたします。

濱谷委員) ありがとうございました。

個人的には、残念だなと。人事案件でございますので、そういうふうに言われてしまえば

仕方がないんですけれども、3年間の流れの中で、今までやるべきこと、一番大切なことは 大磯町学校教育施設整備基本構想、これを引き続いてまた議会に提案をしてやっていただき たかったなということを思っていたわけであります。本当に残念でございます。

また、事務局の方たちがそれを引き継いで、基本構想を議会のほうに再提出しながら、議会の承認を受けて取り組んでいかれればなというふうに思います。

失礼を顧みず、幾つか質問をさせていただきました、大変失礼いたしました。 教育長、3年間お疲れさまでございました。ありがとうございます。

トーリー委員) ありがとうございます。

教育長) すみません、ありがとうございました。 よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

- 教育部長) 次回の教育委員会定例会は、4月18日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4回第1会議室で開催予定です。
- 教育長) それでは、以上をもちまして、令和5年度大磯町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お 疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和6年4月18日

教	育	長	府川陽一
教育長職務代理者			濱 谷 海 八
委		員	末續慎吾
委		員	トーリー 二葉
委		員	曽 田 成 則